第８章　平成１５年度以降の通知文書

平成１５年度以降に発出した災害査定に係る次の通知を、参考掲載する。

１．農業用施設の管理用道路災害の取扱い（H15.4.1）
２．水路護岸等のすり付け工の取扱い（H15.4.1）
３．棚田等景観に配慮した工法の採用（17.9.29）
４．希少な野生動植物への配慮（H18.9.5）
５．災害復旧事業の対象となる「被災前の適正な維持管理」（H20.3.31）
６．インターネットを利用した気象資料の活用（H20.7.7）
７．災害復旧事業計画概要書等作成要領（H24.8.3）
８．査定設計書作成にあたる工種の適用区分（H21.6.29）
９．査定額速報等の記載内容の追加について（H22.4.1）
10．農林水産大臣が定める農作物に係る農業所得の確認について（H23.12.28）
11．傾斜が20度を超える被災農地の取扱いについて（H23.12.28）
12．災害復旧事業における「水土里情報システム等のＧＩＳや航空写真の活用」について（25.9.9）
13．査定設計書添付写真の作成について（25.9.19）
14．地震動及び液状化が原因で被災した農業用施設の復旧工法について（25.10.18）

「農業用施設の管理用道路災害の取扱いについて」の細部運用について

平成１５年４月１日
（農村振興局防災課課長補佐から地方農政局防災課長、
沖縄総合事務局土地改良課長、北海道農村整備課長あて）

農業用施設（農業用道路を除く。）の利用に必要な道路であって、農業用道路の補助要件を満たすものについては、当該道路の他に迂回道路がないこと等により当該道路の被災により当該農業用施設の利用に重大な支障を生ずる場合に限り、農業用道路として災害復旧費補助の対象とすることができる。この場合において迂回道路とは道路法の適用の有無に関わらず当該農業用施設の利用上使用可能な道路（当該管理用道路の一部を含む。）であって、迂回距離が概ね２㎞を超えないものをいう。

なお、前述の要件を満たす管理用道路以外の管理用道路は災害復旧費補助の対象外とするが、当該管理用道路が当該農業用施設の設置に際し当該農業用施設の一部として設置されたもので、構造上当該農業用施設の一部を構成している場合（構造上一体区間と一連の施設として認められる場合を含む。）であって、当該管理用道路の被災により当該農業用施設の効用に支障を及ぼしている場合又は支障を及ぼすおそれが大きい場合には、当該農業用施設の災害復旧事業として災害復旧費補助の対象とすることができる。

構造上一体区間と一連の施設として認められる場合の例

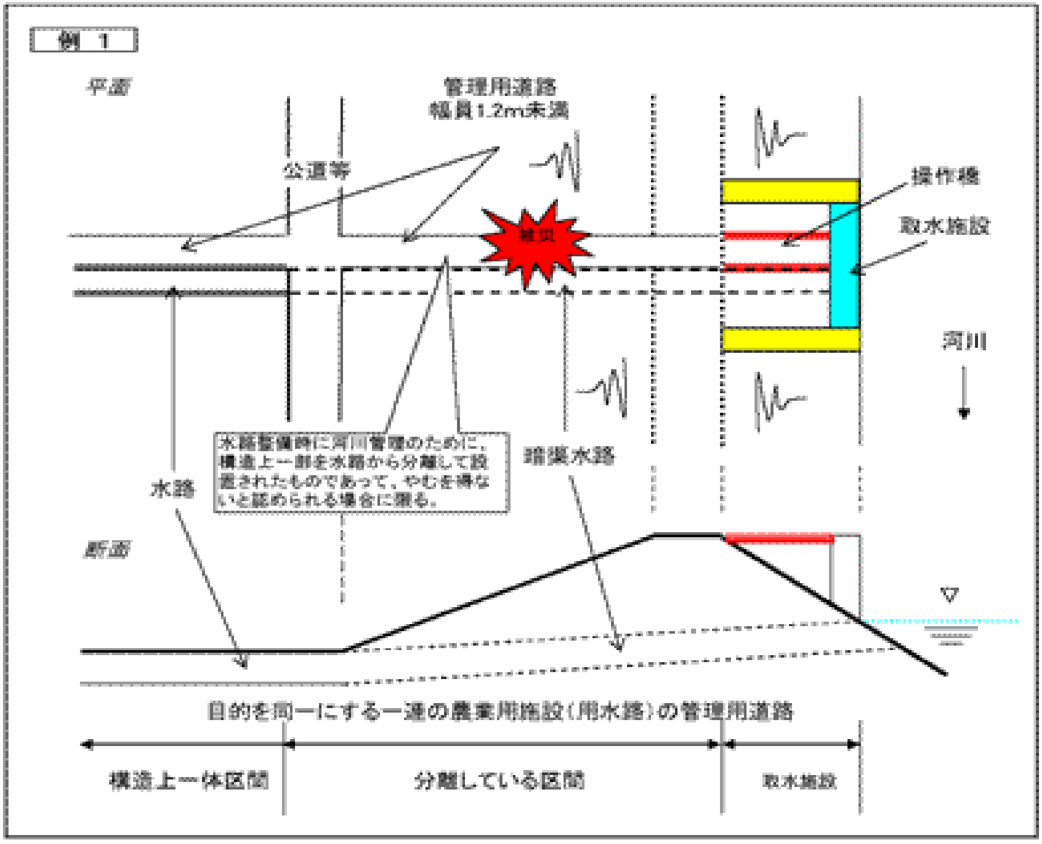

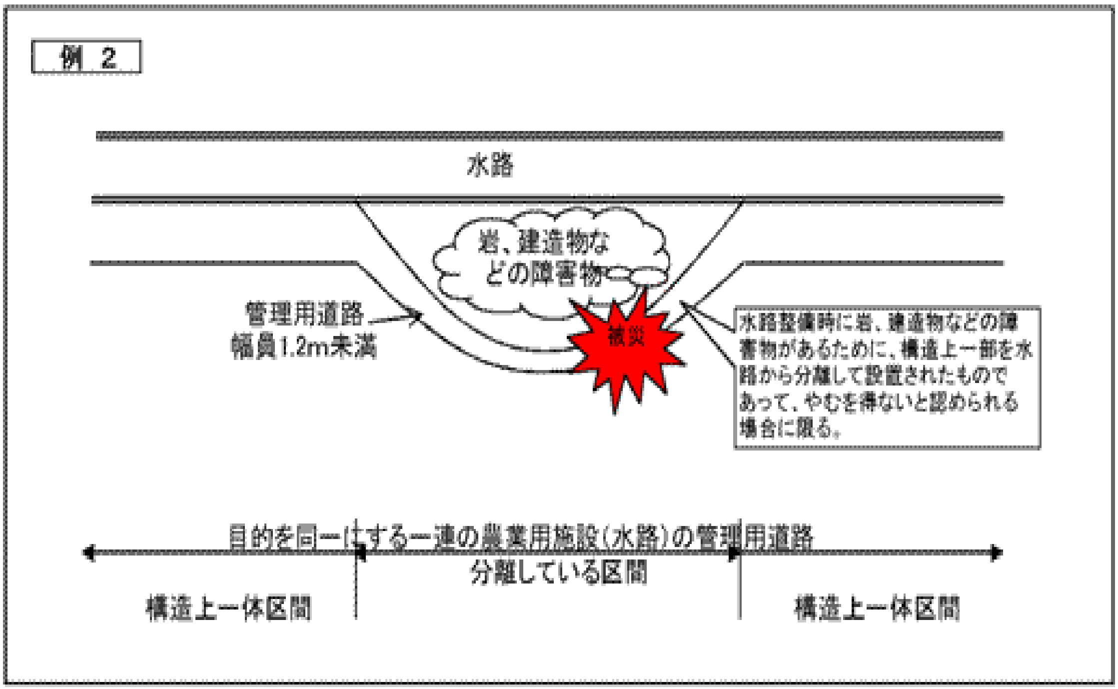

注）迂回路がない場合に限る。

災害査定における水路護岸等のすり付け工の取り扱いについて

平成１５年４月１日

（農村振興局防災課課長補佐から地方農政局防災課長、
沖縄総合事務局土地改良課長、北海道農村整備課長あて）

１．今後の査定設計における「すり付け工」の計上について

（計上する基準）

・　「すり付け工」は、新設護岸等の再度災害防止の観点から、起・終点の上下流が土羽等のため、設置が必要と認められる場合に実施する。

・　計上範囲は本護岸等が浸食による影響をうける最小限とする。

（工　　種）

・　屈とう性がある工種を採用する（例えば、じゃかご、ふとん篭等）。

２．査定設計書における計上方法について

（復旧延長等）

・　復旧延長には「すり付け工」は含めないものとする。
　　ただし、査定設計書には明示（図面、金額とも）するものとする。

（総合単価を使用する場合の計上方法）

・　総合単価で査定設計書を作成する場合は、「すり付け工」として計上するものとする。

３．適用時期について

・　平成１５年災からの適用とする。

（参考図）

① ブロック積み等の場合（側面図）

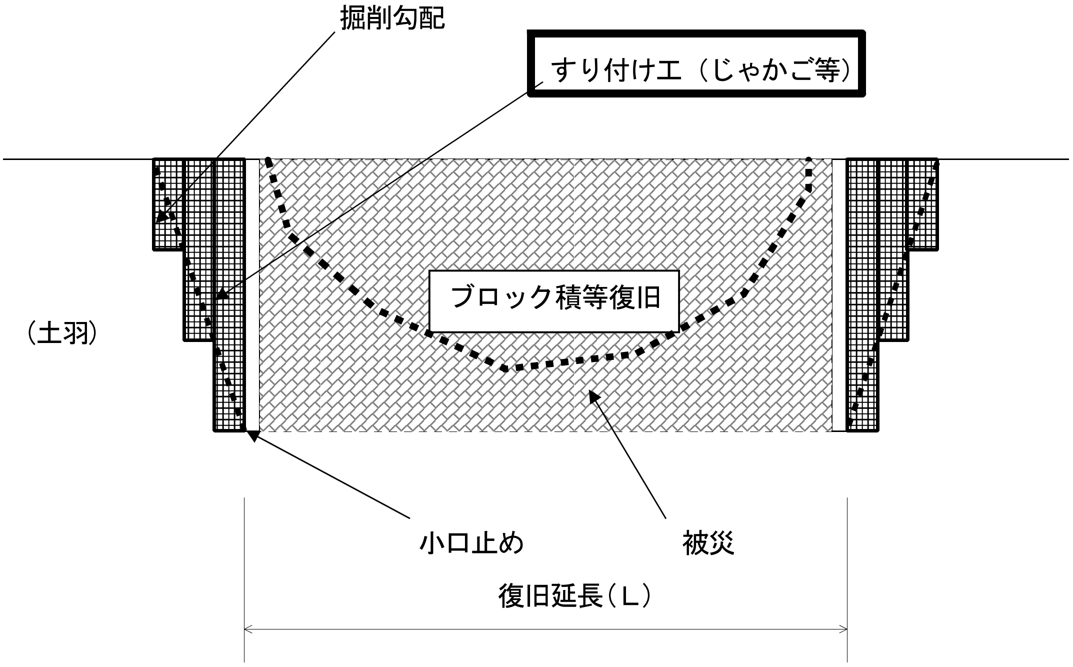

② コンクリートフリューム水路等の場合（平面図）

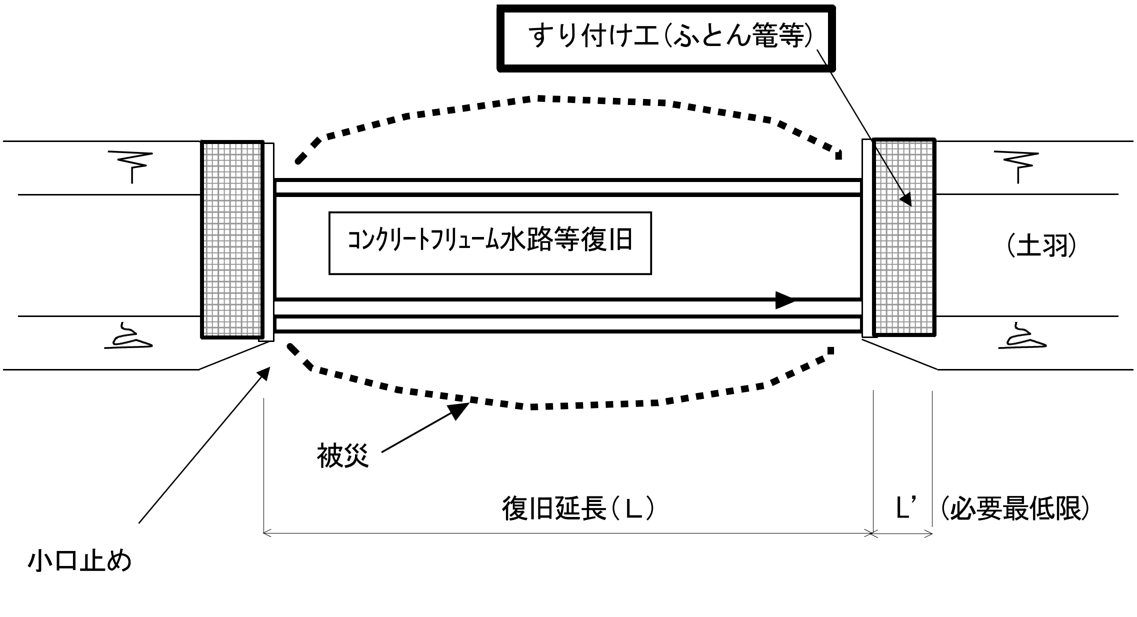

「災害査定における水路護岸等のすり付け工の取り扱いについて」(平成15年4月1日付け事務連絡」の補足説明について

標記の件について，平成15年4月1日付け事務連絡で通知しているところであるが，その円滑な運用に資するために，下記のとおり補足説明を行うものとする。

なお，貴局管内の都府県に対してもこの旨周知方お願いします。

記

1　本通知の対象となる水路護岸等

対象となる水路護岸等とは，用排水路等のブロック積み，コンクリートフリューム水路等であり，畦畔復旧，道路法面復旧等のブロック積み，U字溝等には適用されない。

2　すり付け工の設置が必要を認められる場合

新設護岸等の起・終点の上下流が土羽のため，その護岸等の施工に当たって生じる土砂埋戻部分が，地形，土質等により侵食のおそれが強く再度災害防止の観点から見て必要と認められる場合をいう。

3　計上範囲について

上記2に示す侵食による影響を受ける最小限の範囲とし，すり付け工材料を勘案のうえ決定する。

農地・農業用施設の災害復旧事業における棚田等景観に配慮した工法の採用について

平成１７年９月２９日

（農村振興局防災課課長補佐から地方農政局防災課長
沖縄総合事務局土地改良課長、北海道開発局農業開発課長
北海道農村整備課長あて）

近年、文化財保護法の改正（平成１６年６月９日公布、平成１７年４月１日施行)、景観法（平成１６年６月１８日公布、平成１７年４月１日施行）の制定など、良好な景観の維持保全について関心が高まってきております。

農地・農業用施設の災害復旧事業においては、これまでも「自然環境に配慮した工法の基準について」（平成１２年４月１日付け構造改善局防災課長通知）に基づき環境の配慮に努めてきたところでありますが、例えば棚田などの農村景観に対する配慮を必要とする復旧工法で災害復旧事業を実施する場合には、関係地権者や地域住民等の意向を十分反映するとともに、これらのことを今後もより一層周知されますよう、関係機関に通知願います。

農地・農業用施設等の災害復旧事業における希少な野生動植物等への配慮について

平成１８年９月５日

（農村振興局防災課課長補佐から地方農政局防災課長
沖縄総合事務局土地改良課長、北海道開発局農業開発課長
北海道農村整備課長あて）

農地・農業用施設等の災害復旧事業においては、これまでも「自然環境の保全に配慮した工法の基準について」（平成１２年４月１日付け構造改善局防災課長通知）に基づき環境への配慮に努めてきたところであります。

近年、自然環境の保護について国民の関心が高まってきており、災害復旧事業の復旧計画作成時における工法の選定、工事実施時における環境対策の適用等にあたっては、希少な野生動植物の保護等について、十分配慮するよう関係機関に周知願います。

事　務　連　絡
平成２０年３月３１日

各 農 政 局 整 備 部 防 災 課 長 殿
沖縄総合事務局農林水産部 土地改良課長 殿
北海道農政部農村振興局 農村整備課長 殿

農林水産省農村振興局整備部防災課長

災害復旧事業の対象となる「被災前の適正な維持管理」について

災害復旧事業の対象となる施設は、適正な維持管理を行っていることが前提となっており、査定に際し維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたと認められる災害は、法令等に照らし災害復旧事業として資格を欠くもので「欠格」として取扱い、採択しないこととしている。

ついては、農業用施設が被災し災害復旧事業の申請があった場合における維持管理資料について、下記のとおり運用することとする。

このことについて、なお一層の適切な運用に資するため、農村振興局所管の災害復旧について下記によることとしたので、貴職より関係機関に周知をお願いする。

なお、「査定時における「被災前の維持管理状況資料」の整理について」（平成１７年３月２８日付け農林水産省農村振興局整備部防災課災害査定官名事務連絡）は廃止する。

記

１．日常の維持管理記録の整理

関係都道府県は市町村及び土地改良区、水利組合等の維持管理団体に対し、農業用施設の維持管理の状況が判る資料を常日頃整理して置くよう助言すること。

なお、整理する資料は日常の維持管理実態が判る資料及び写真記録でよい。

日常の維持管理実態が判る資料とは、

例えば、頭首工、ため池、用排水機場等にあっては、施設点検台帳、運転日誌等

用排水路にあっては、毎春利用前の共同役務の実施記録、用水各期、出水期の点検パトロール記録等

農道にあっては、毎春利用前の共同役務の実施記録、定期補修砂利等の投入記録等

２．災害復旧事業申請時（実施査定時）の説明

申請者は、災害復旧事業申請時に災害復旧事業計画概要書等による説明のほかに当該被災施設の日常の管理に係る維持管理記録簿等に基づき、維持管理状況を説明すること。

３．災害復旧事業の採択

災害復旧事業の採択に当たっては、前記の維持管理状況の内容も含めて適否を判断するものとする。

なお、点検及び点検に基づく必要な維持補修を著しく怠ったことに基因して生じたことが明らかに認められる災害については、維持管理不良とみなし欠格とする。

事　務　連　絡
平成２０年３月３１日

各 農 政 局 整 備 部 防 災 課 災害査定官 様
沖縄総合事務局農林水産部土地改良課 災害査定官 様
北海道農政部農村振興局農村整備課 主　　幹 様

農林水産省農村振興局整備部防災課災害査定官

災害復旧事業の対象となる「被災前の適正な維持管理」について

標記については、平成２０年３月３１日付け防災課長名事務連絡により通知したところですが、取り扱いについて下記のとおりとするので適切に対処されたい。

記

２．維持管理資料整理の創意工夫

日常の維持管理記録の整理について

例えば、頭首工、ため池、用排水機場等にあっては、施設点検台帳、運転日誌等 用排水路にあっては、毎春利用前の共同役務の実施記録、用水各期、出水期の点検パトロール記録等 農道にあっては、毎春利用前の共同役務の実施記録、定期補修砂利等の投入記録等

の例示を示したが、併せて各点検を行った際には、引き続き写真による記録も併せて整理するものとする。

なお、用水路、排水路、農道等の延長がある施設については、全ての区間を記録として写真を撮ることは現実的ではないので、施設の標準的な箇所、変化点等、施設の実情に合わせ創意工夫を行い記録すること。

また、点検パトロール等の維持管理記録においても、目視点検項目を整理し、測点、区間を対比し、点検箇所と点検内容が判るように工夫し、施設及び地域の実情に合わせた記録簿等を作成し整理するなど、各管理主体において適正な維持管理に資するよう創意工夫を図るものとする。

３．今後の方針

今後、各地域の創意工夫の基に整理された資料を参考に、標準的な記録簿等を作成し、適正な維持管理を行えるよう各農政局において検討するものとする。

事　務　連　絡
平成２０年７月７日

各地方農政局整備部防災課長
沖縄総合事務局農林水産部土地改良課長
北海道開発局農業水産部農業開発課長
北海道農政部農村整備課長
殿

農林水産省農村振興局整備部
防災課課長補佐（災害第２班）

災害復旧事業における「インターネットを利用した気象資料の活用」について

農地・農業用施設等の災害査定時に調査する災害発生時の気象資料については、従来、地方気象台等の公的機関の長が証明するものを添付することとしていたが、災害復旧業務の手続きの簡素化、合理化に係る要望として、気象資料に係る添付資料の簡略化等を求める声が多くあったところです。

このため、業務改善の取組事項の一環として、下記の内容により、災害復旧事業におけるインターネットを利用した気象資料の活用を可能とし、平成２０年災害にかかる今後の査定から実施することとしたので、このことに留意のうえ対応して頂くようお願いします。

ついては、貴職より関係機関に対して、周知をお願いします。

記

１．　添付する気象資料が、既に公的機関がインターネットで公表しているもの（気象データ等）である場合は、原本証明は省略できるものとする。

２．　なお、インターネットから印刷する際には、公的機関のデータであることが確認出来るよう、データと伴わせてＵＲＬをすべて表示するものとする。

事　務　連　絡
平成２０年７月７日

各地方農政局整備部防災課　災害査定官
沖縄総合事務局農林水産部土地改良課　災害査定官
北海道開発局農業水産部農業開発課　課長補佐
北海道農政部農村整備課　主幹
殿

農林水産省農村振興局整備部
防災課　災害査定官

インターネットを利用した気象資料の活用に係る URL の表示について

このことについて、平成２０年７月７日付け農村振興局整備部防災課長補佐（災害第２班）名「災害復旧事業における（インターネットを利用した気象資料の活用）について」により連絡したところですが､気象資料が公的機関のデータであることが確認できるよう、データと伴わせて URL をすべて表示することの取り扱いについては、下記のとおり整理したので送付します。

記

１．インターネットから直接印刷する際にＵＲＬがすべて表示されない場合にあっては、印刷した資料にＵＲＬのすべてを手書き又はその他の方法で記録する。

２．なお、上記データについては、災害査定時においても当該ホームページから確認が可能なものに限る。

３．ＵＲＬ表示の資料作成例を別紙に示す。（別紙は省略）

農地農業用施設災害復旧事業計画概要書等作成要領

平成５年６月16日付け５構改Ｄ第４２１号
最終改正　平成24年８月３日付け24農振第1161号

各地方農政局長
沖縄総合事務局長　殿
北海道知事

農村振興局長

（本工事費の構成）

第１　要綱第８第１項の請負施行に係る本工事費の構成は、次のとおりとする。

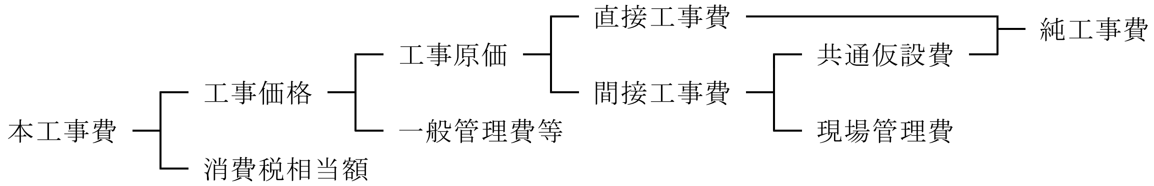

（各費目の積算基準）

第２　計画概要書等に計上すべき各費目の内容及び積算は、要綱第８及び第11の定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）　本工事費（請負施行の場合）

イ　直接工事費

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに次に掲げる労務費、材料費、機械経費及び特許使用料等について積算する。

（イ）　労務費

労務費は、工事の施工に直接必要な労務の費用とし、要綱第７の規定によって同意を得た設計単価及び歩掛（以下「同意単価及び歩掛」という。）により積算する。ただし、実施に当たって、同意単価及び歩掛により難い場合には、実施時期、地域の実態及び他の事業との関連等を考慮した設計単価及び歩掛により積算することができる。

（ロ）　材料費

材料費は、工事の施工に直接必要な材料の費用（購入場所から現場までの運搬費を含む。）とし、同意単価及び歩掛により積算する。ただし、実施に当たっては、労務費と同様の取り扱いをすることができる。この場合には、特に材料の運搬距離及び運搬方法について十分検討のうえ適正に積算するものとする。

（ハ）　機械経費

機械経費は、工事の施工に直接必要な機械の使用に要する費用で、その算定は「土地改良事業等請負工事機械経費算定基準について（昭和58年2月28日58構改Ｄ第147号構造改善局長通知）」及び「土地改良事業等請負工事標準歩掛について（昭和58年 2月28日58構改Ｄ第 148号構造改善局長通知）」により積算し、その他の器具等の経費については、これに準じて積算する。

（ニ）　その他

イ）　特許使用料

特許使用料は、工事の施工に要する特許の使用料及び派遣技術者等に要する費用とする。

ロ）　水道・光熱電力料

水道・光熱電力料は、工事の施工に必要な用水・電力電灯使用料とする。

ハ)　鋼桁・門扉等の輸送費

鋼桁・門扉等の輸送費は、鋼桁・門扉等工場製作に係る製品を、製作工場から据付現場までの荷造・運搬に要する費用とする。

ロ　共通仮設費

（イ）　共通仮設費の各項目の積算

共通仮設費の各項目の積算は、次のイ）からヘ）までに掲げる費用で各工事部門に共通的なものとし、それぞれに定めるところにより工種区分ごとに積算する。

イ）　運搬費

運搬費は、機械器具等を、その所在する場所又は所在が推定される場所から工事現場内への搬入・搬出（組立・解体を含む。）に要する費用と、機械器具等の工事現場内での小運搬に要する費用とする。

ロ）　準備費

準備費は、工事施工のための準備及び跡片付けに要する費用、調査、測量、丁張等に要する費用及び伐開、除根、除草、整地等に要する費用とする。

ハ）　安全費

安全費は、交通管理に要する費用、安全施設に要する費用、安全管理に要する費用及び工事施工上必要な安全対策等に要する費用とする。

ニ）　役務費

役務費は、材料置場等の土地借上げに要する費用及び電力・用水等の基本料金とする。

ホ）　技術管理費

技術管理費は、品質管理のための試験等に要する費用、出来形管理のための測量、写真管理等に要する費用、工程管理のための資料の作成に要する費用その他技術管理上必要な資料の作成に要する費用とする。

ヘ）　営繕費

営繕費は、現場事務所、労務者宿舎、倉庫等の営繕に要する費用及びこれらに係る土地・建物の借上げ費用並びに労務者の輸送に要する費用とする。

（ロ）　共通仮設費の算定

共通仮設費の算定は、工種区分に基づき所定の率計算による費用に積上げ計算による費用を加算して行うものとする。

①　率計算による算定

率計算による算定方法は、別表２に定める各工種ごとの共通仮設費率を用い、次式により算定する。なお、率の対象項目は別表１に示すとおりとする。

当該費用＝対象金額×共通仮設費率

対象金額＝直接工事費＋支給品費＋官貸額

また、次に掲げる費用は対象金額に含めないものとする。

- 簡易組立式橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ、グレーチング床版、大型遊具（設計製作品)、光ケーブルの購入費
- 簡易組立式橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ、グレーチング床版、大型遊具（設計製作品)、光ケーブルを支給する場合の支給品費

②　共通仮設費率の補正

施工地域、施工場所を考慮した共通仮設費率の補正については、別表３の補正値を加算するものとする。ただし、フィルダム及びコンクリートダム工事には適用しない。

③　積上げ計算による算定

積上げ計算による算定方法は、別表１に定める項目について現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積上げるものとする。なお、運搬費の算定は、別紙によるものとする。

ハ　現場管理費

現場管理費は、工事の施工に当たって工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費とし、別表４に定める各工種ごとの現場管理費率を用い次式により算定する。

現場管理費＝対象金額×現場管理費率

対 象 金 額＝純工事費（直接工事費＋共通仮設費）＋支給品費＋官貸額

二種以上の工種からなる工事については、その主たる工事の現場管理費率を適用するものとし、工事条件によっては、工事名にとらわれることなく工種を選定するものとする。

なお、施工地域、施工場所を考慮した現場管理費率の補正については、別表５の補正値を加算するものとする。ただし、フィルダム及びコンクリートダム工事には適用しない。

ニ　一般管理費等

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益とし、別表６により求めた一般管理費等率を用い次式により算出する。

一般管理費等＝工事原価（純工事費＋現場管理費）×一般管理費等率

ホ　工事価格

工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税相当額を含まないものとする。

ヘ　消費税相当額

消費税相当額は、工事価格に取引に係る消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

（２）　測量及び試験費

測量及び試験費は、事業主体が直接調査、測量及び試験を行う場合においては、測量及び試験に要する材料費、労務費、労務者保険料、船舶及び機械器具費等を計上し、請負又は委託により施行する場合においては請負費又は委託費を計上する。

（３）　船舶及び機械器具費

船舶及び機械器具費は、工事が直営施行の場合において、当該工事の内容及び規模に適合した機械を選定し、工事の施工上必要最小限度の費用を計上する。なお、工事が請負施行の場合において、事業主体が機械器具等を請負業者に貸与して請負工事を施工させることが特に必要と認められるときは、それらに要する費用を計上することができる。

（４）　営繕費

営繕費は、工事が直営施行の場合において計上するものとし、当該直営施行に係る工事費（営繕費及び工事雑費を除く。以下「工事費」という。）が次に該当する場合、当該工事費にそれぞれ定める率を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、ﾛ)からﾆ)までの場合において、それぞれ算出される額がそれぞれの前において算出される額の最高額に達しないときは、営繕費は、当該最高額の範囲内において増額することができる。

イ）工事費が1,000万円以下の場合	1,000分の50
ロ）工事費が1,000万円を超え3,000万円以下の場合	1,000分の40
ハ）工事費が3,000万円を超え10,000万円以下の場合	1,000分の30
ニ）工事費が10,000万円を超える場合	1,000分の20

（５）　工事雑費

工事雑費は、次の算式により算出する。

イ　工事が請負施行の場合

本工事費＋附帯工事費＋測量及び試験費（請負又は委託に係るもの）　------ (ｱ)

用地及び補償費＋測量及び試験費（直営施行に係るもの）＋船舶及び機械器具費
＋営繕費　------------- (ｲ)

工事雑費＝(ｱ)×15/1000＋(ｲ)×35/1000

ロ　工事が直営施行の場合

本工事費＋附帯工事費＋測量及び試験費（直営施工に係るもの）＋用地及び補償費
＋営繕費　------------- (ｳ)

工事雑費＝(ｳ)×35/1000

（本要領によらないことができる工事）

第３　鋼橋製作等主として工場製作に係る工事、若しくは、この要領によることが著しく不適当又は困難であると認められる工事については、この要領によらないことができるものとする。

別表１　　共通仮設費率適用範囲

項　　　目	率　の　対　象　項　目	率に別途加算できる項目
運搬費	１　建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20ｔ未満の建設機械の搬入､搬出(組立・解体を含む）に要する費用 (2) 器材等（型枠、支保材、足場材、敷鉄板（積上げ計上分を除く。）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等）の搬入、搬出及び現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用	１　建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20ｔ以上の建設機械の貨物自動車等による搬入､搬出（組立・解体を含む）に要する費用 (2) 器材のうち、スライディングセントルの搬入、搬出及び現場内小運搬に要する費用 ２　仮設材等（鋼矢板、Ｈ形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板（積上げ計上分に限る。）等）の運搬に要する費用 ３　干拓工事・海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用 ４　重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用 ５　その他工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用
準備費	１　準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 ２　調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 ３　伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用 （農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く）	１　伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場　外への搬出及び処理に要する費用 ２　伐開、除根、除草等に要する費用（農用地造成工事） ３　工事施工上必要な準備等に要する費用
安全費	１　工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 ２　不稼働日の保安要員等の費用 ３　標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード等の安全施設類の　設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 ４　夜間作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明　施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル工事を除く） ５　河川、海岸工事における救命艇に要する費用 ６　酸素欠乏症の予防に要する費用 ７　粉塵作業の予防に要する費用 ８　トンネル等における防火安全対策に要する費用 ９　安全用品等に要する費用 10　安全委員会等に要する費用	１　特別仕様書、設計図書等により条件明示される費用 (1) 交通誘導員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用 (2) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等　に配置する安全管理要員等に要する費用 ２　干拓工事・海岸工事において、危険区域等で工事を施工する　場合の水雷・傷害保険料 ３　高圧作業の予防に要する費用 ４　河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標　識、警戒船運転に要する費用 ５　ダム工事における岩石掘削時に必要な発破監視のための費用 ６　その他工事施工上必要な安全対策等に要する費用
役務費		１　現場工作場、材料置場等の土地借上げに要する費用（営繕に　係る用地は除く） ２　電力、用水等の基本料金 ３　電力設備用工事負担金
技術管理費	１　土木工事施工管理基準の品質管理に含まれる試験に要する費用 ２　出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 ３　工程管理のための資料の作成等に要する費用 ４　工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 ５　建設材料の品質記録保存に要する費用 ６　コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 ７　コンクリートのひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用 ８　ＰＣ上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 ９　塗装膜厚施工管理に要する費用 10　施工管理で使用するＯＡ機器の費用	１　特別な品質管理等に要する費用 (1) 溶接試験における放射線透過試験（現場）に要する費用 (2) 管水路における水圧試験及び漏水試験に要する費用 (3) 土質試験（土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用 ２　現場条件等により積上げを要する費用 (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用 (2) 試験盛土等の工事に要する費用 ３　歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用 ４　その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

項目	率の対象項目	率に別途加算できる項目
営繕費	1　現場事務所、労務者宿舎、倉庫等の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用 2　1に係る土地・建物の借上げに要する費用 3　労務者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用（海上輸送等での労務者の輸送に要する費用は除く） 4　火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事）	1　火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事を除く） 2　海上輸送等での労務者の輸送に要する費用 3　その他工事施工上必要な営繕等に要する費用

別表２　共通仮設費率

(1)

対象金額 / 適用区分 / 工種区分	３００万円以下	３００万円を超え１０億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする。	(5)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
ほ場整備工事	１１．６９％	７５．１	－０．１２４７	５．６７％
農用地造成工事	１４．０２％	９８．０	－０．１３０４	６．５７％
農道工事	１３．３７％	７６．１	－０．１１６６	６．７９％
水路トンネル工事	２１．１６％	４０３．７	－０．１９７７	６．７１％
水路工事	１０．８６％	５６．５	－０．１１０６	５．７１％
河川及び排水路工事	１１．６３％	６６．４	－０．１１６８	５．９０％
管水路工事	１２．２０％	９８．９	－０．１４０３	５．４０％
畑かん施設工事	１１．５８％	３９．８	－０．０８２８	７．１６％
コンクリート補修工事	１０．４２％	７２．５	－０．１３０１	４．８９％
その他土木工事(1)	１７．１２％	２５７．２	－０．１８１７	５．９６％
その他土木工事(2)	１４．１７％	８６．０	－０．１２０９	７．０２％

(2)

対象金額 / 適用区分 / 工種区分	６００万円以下	６００万円を超え１０億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする。	(5)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
海岸工事	１３．０８％	４０７．９	－０．２２０４	４．２４％

(3)

対象金額 / 適用区分 / 工種区分	６００万円以下	６００万円を超え２０億円以下		20億円を超えるもの
	下記の率とする。	(5)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
干拓工事	１２．３３％	４２３．６	－０．２２６６	３．３１％

(4)

対象金額 適用区分 工種区分	３　億　円　以　下	３　億　円　を　超　え　５　０　億　円　以　下		50億円を超えるもの
	下記の率とする。	(5)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
フィルダム工事	７．５７％	４３．７	－０．０８９８	５．８８％
コンクリートダム工事	１２．２９％	１０５．２	－０．１１００	９．０２％

(5) 算定式は次によるものとする。

$Y = a \cdot X^{b}$

Ｙ：共通仮設費率（％）
Ｘ：対象金額（円）
ａ、ｂ：変数値

（注）Ｙの値は小数点以下第３位を四捨五入して第２位止めとする。

別表３　共通仮設費率の補正値

施工地域・施工場所区分		補正値（％）
市街地		２．０
山間僻地及び離島		１．０
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	１．５
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	－

注１）施工地域の区分は以下のとおりとする。
市　　街　　地：施工地域が人口集中地区（ＤＩＤ地区）及びこれに準ずる地区をいう。
山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区及びこれに準ずる地区をいう。
地　　方　　部：施工地域が上記以外の地区をいう。
注２）一般交通等の影響を受ける場合は以下のいずれかに該当するものとする。
①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合
②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合
③施工場所において、50m以内に人家が連なっている場合

別表４　現場管理費率
(1)

対象金額 適用区分 工種区分	３００万円以下	３００万円を超え１０億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする。	(5)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
ほ場整備工事	３１．０１％	７３．０	－０．０５７４	２２．２２％
農用地造成工事	２９．６８％	４６．５	－０．０３０１	２４．９２％
農道工事	２３．２４％	２５．８	－０．００７０	２２．３２％
水路トンネル工事	３１．２３％	６１．２	－０．０４５１	２４．０４％
水路工事	２６．４７％	４６．３	－０．０３７５	２１．２９％
河川及び排水路工事	３０．００％	９３．２	－０．０７６０	１９．２９％
管水路工事	２６．７３％	６７．７	－０．０６２３	１８．６２％
畑かん施設工事	３１．２６％	１３３．８	－０．０９７５	１７．７４％
コンクリート補修工事	３４．２０％	１５４．０	－０．１００９	１９．０３％
その他土木工事(1)	２９．６５％	５３．６	－０．０３９７	２３．５４％
その他土木工事(2)	３２．７８％	８１．９	－０．０６１４	２２．９４％

(2)

工種区分 ＼ 対象金額・適用区分	７００万円以下	７００万円を超え１０億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする。	(5)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
海岸工事	２４．５８％	７８．３	－０．０７３５	１７．０７％

(3)

工種区分 ＼ 対象金額・適用区分	７００万円以下	７００万円を超え２０億円以下		20億円を超えるもの
	下記の率とする。	(5)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
干拓工事	２３．０９％	１０９．４	－０．０９８７	１３．２１％

(4)

工種区分 ＼ 対象金額・適用区分	３億円以下	３億円を超え５０億円以下		50億円を超えるもの
	下記の率とする。	(5)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
フィルダム工事	３１．７０％	１２３．８	－０．０６９８	２６．０５％
コンクリートダム工事	２１．７３％	２２９．７	－０．１２０８	１５．４７％

(5) 算定式は次によるものとする。

$Y = a \cdot X^{b}$

Ｙ：現場管理費率（%）

Ｘ：対象金額（単位：円）

ａ、ｂ：変数値

（注） Ｙの値は小数点以下第３位を四捨五入して第２位止めとする。

別表５　現場管理費率の補正値

施工地域・施工場所区分		補正値（%）
市街地		１．５
山間僻地及び離島		０．５
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	１．０
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	－

注１）施工地域の区分は以下のとおりとする。
　市　　街　　地：施工地域が人口集中地区（ＤＩＤ地区）及びこれに準ずる地区をいう。
　山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区及びこれに準ずる地区をいう。
　地　　方　　部：施工地域が上記以外の地区をいう。
注２）一般交通等の影響を受ける場合は以下のいずれかに該当するものとする。
　①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合
　②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合
　③施工場所において、50m以内に人家が連なっている場合

別表６　一般管理費等率

工事原価	５００万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率 Ｙｐ	１４．３８％	$-2.57651 \cdot \log Xp + 31.63531$	７．２２％

(1) Ｘｐ＝工事原価（単位：円）
(2) Ｙｐの算出に当たっては、小数点以下第３位を四捨五入して第２位止めとする。（単位：%）

別　紙

運搬費の算定

1　質量20ｔ以上の建設機械の貨物自動車による運搬

質量20ｔ以上の建設機械器具の搬入又は搬出の積算は運搬車両１台ごとに次式により行うものとする。

$$U_k = [A \cdot (1 + C_1 + C_2 + C_3 + C_4) + B] \cdot D + M + K$$

U_k ：貨物自動車による運搬費

A　：基本運賃料金

各運輸局の許可した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。

なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また、基本運賃料金の10％の範囲での増減運用は一般の場合は適用しない。

B　：諸料金

・　地区割増料　---------------------------- 適用する。

・　車両割増料　---------------------------- 適用しない。

C_1～C_4：運賃割増率

C_1 ：特大品割増（表１）

C_2 ：悪路割増　---------------------------- 適用する。

C_3 ：冬期割増　---------------------------- 適用する。

C_4 ：深夜早朝割増　---------------------- 適用する。

その他の割増率は適用しない。

D　：運搬車両の台数

１を代入する。

M　：その他の諸料金

K　：運搬される建設機械の運搬中の賃料

運搬される建設機械（被運搬建設機械）の運搬中の賃料を計上する。

(1) 組立て、解体に要する費用

重建設機械の組立て、解体に要する費用は別途加算する。

(2) その他下記事項の料金を必要により計上する。

a　荷役機械使用料

b　自動車航送船使用料

c　有料道路利用料

d　その他

（表１）

割増項目	適用範囲			割増率
特大品割増	建設機械類	使用車両積載標記ｔ数	１５ｔ未満	６割増
			１５ｔ以上	７割増

（注）誘導車及び誘導員に係る費用は割増率に含まれている。

2　仮設材等の運搬

仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留等）の運搬は次式により行うものとする。

$$U = [E \cdot (1 + F_1 + F_2)] \cdot G + H$$

U：仮設材の運搬費

E：基本運賃料金（円／ｔ）

なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。

また、仮設材の運搬費は基本運賃料金に、必要に応じ冬期割増及び深夜早朝割増を行うものとし、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割引は適用しない。

F_1：冬期割増

F_2：深夜早朝割増

G　：運搬質量（ｔ）

H　：その他の諸料金

3　賃料適用のトラッククレーン及びクローラクレーンの分解組立時にかかる本体賃料

4　建設機械等の運搬基地

運搬基地は、建設機械等の所在場所等を勘案して決定するものとする。

事　務　連　絡
平成２１年６月２９日

各地方農政局整備部防災課　災害査定官
北海道開発局農業水産部農業整備課　国営防災・災害係長　殿
沖縄総合事務局農林水産部土地改良課　災害査定官

農林水産省農村振興局整備部防災課
災害査定官

査定設計書作成にあたる工種の適用区分について

このことについて、平成２１年６月２９日付け農村振興局長名「農地農業用施設災害復旧事業計画概要書等作成要領の一部改正」及び「海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業設計書作成要領の一部改正」がされたが、工種の適用区分について、別紙－１により整理したため参考送付する。

別紙－１

工種区分		災害復旧工事で考えられる項目とその内容		
工種区分	工種内容	項目	主な被災内容	主な復旧工法
ほ場整備工事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む）工事	農地（田面、畑面、畦畔）	・畦畔や法面部の崩壊 ・田面、畑面の被災	・練積ブロックによる復旧、他にふとん籠、石積工など。 ・客土、基盤整形、表土扱い等
農用地造成工事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む）工事			
農道工事	道路の新設・改修工事（舗装工事を含む）	道路	・路面、路盤、法面等の被災	原形復旧又は新設
水路トンネル工事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。	農地保全（地下水排水路）	・排水トンネル	原形復旧又は新設
水路工事	用水路及び用排水兼用用水路の新設・改修工事｛サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む｝でこれと同時に施工される附帯構造物工事	水路（用水、排水）	・水路本体や法面等の被災	原形復旧又は新設
		農地保全（地表水排水工）	・排水路、承水路、集水路	原形復旧又は新設
		地すべり工事（抑制工）	・地表水排除工	原形復旧又は新設
河川及び排水路工事	普通河川の改修及びこれに準ずる排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれに類するものを行う工事柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事	堤防	・干拓堤防、輪中堤防又は海岸堤防の堤防や樋門などの欠壊	原形復旧又は新設
管水路工事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。	水路（用水、排水）	・管水路及びボックスカルバート等の被災	原形復旧又は新設
畑かん施設工事	樹枝状管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事			
干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）			
海岸工事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水門（閘）工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれら類する工事	海岸堤防	・根固工、突堤工、消波工、排水工、擁壁工、法保護工等の海岸施設の被災	原形復旧又は新設

工種区分		災害復旧工事で考えられる項目とその内容		
工種区分	工種内容	項目	主な被災内容	主な復旧工法
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事。ただし、管水路内工事を除く。	水路（用水路、排水路）	・開水路、ボックスカルバート、水路トンネル等の被災	原形復旧
その他土木工事（1）	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上部・下部）、貯水槽及びこれらに類する工事	頭首工	・堰体、取水施設等の破損流失	原形復旧又は新設
		揚水機（土木関係）	・下部、基礎工の被災	原形復旧又は新設
		橋梁（上部・下部）	・農道橋の被災	原形復旧又は新設
その他土木工事（2）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、ため池	ため池	・堤体の崩壊 ・洪水吐、斜樋、底樋等の破壊 ・ため池周辺護岸の崩壊	原形復旧又は新設
		農地保全 （地下水排水路）	・集水井、排水ボーリング	原形復旧又は新設
		農地保全 （抑止工）	・擁壁、杭打ち、枠工、等の被災	原形復旧又は新設
		地すべり防止施設 （抑制工）	・地下水排除工	原形復旧又は新設
		地すべり防止施設 （抑止工）	・杭工、アンカー工、擁壁工	原形復旧又は新設
フィルダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事			
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事（砂防ダムは対象としない。）			

注：工種の適用に当たっては、計画概要書作成時に被災内容と復旧工法を勘案して決定すること。

事務費補助の見直しに伴う関係政令、要綱要領等の改正について

（平成２２年４月１日）

１．趣旨

国の直轄事業に係る負担金制度等の見直しの一環として、

・直轄管理事業に係る都道府県負担金を廃止

・直轄事業負担金の業務取扱費（人件費、事務費等）を廃止

・補助事業に要する費用のうち事務費等に係る国の補助を廃止

するものである。

２．改正概要

（１）土地改良法施行令

①直轄管理事業の負担金の額の引き下げ

都道府県に負担させる額の事業費に対する比率を引き下げる。

（45%→22.5%（北海道1/3→1/9））・・・第52条第１項第２号の２、第４項

②補助事業に対する事務費に係る補助の廃止

都道府県営土地改良事業等における事務費に対する国の補助を廃止する。

・・・第78条第1項

（２）農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令

災害復旧事業に対し国が補助する経費の範囲から、事務費に該当する「工事雑費」及び「事務雑費」を削除する。　・・・第２条

（３）要綱要領関係

①上記（２）の改正に伴い、営繕費、工事雑費、事務雑費を補助対象から除外

②農山漁村地域整備交付金の創設に伴う災害復旧対象事業名の変更

③その他関連する改正

３．施行日

平成22年４月１日から施行

（平成22年度以降の予算について適用・・改正附則第２条）

要綱・要領改正　一覧表

区分	要　綱　・　要　領　名
改正	農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業事務取扱要綱
〃	農地保全に係る直轄海岸保全施設及び直轄地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱
〃	直轄地すべり対策災害関連緊急工事の実施について
改正	農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱
〃	ため池災害関連特別対策事業実施要綱
〃	ため池災害関連特別対策事業実施要領
〃	農地災害関連区画整備事業実施要綱
〃	農地災害関連区画整備事業実施要領
〃	災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱
〃	激甚災害に係る湛水排除事業事務取扱要綱
〃	激甚災害に係る湛水排除事業費補助金交付要綱
〃	特殊地下壕対策事業実施要綱
〃	農地等に係る災害復旧事業費補助金交付要綱
〃	農地防災事業等補助金交付要綱
〃	農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱
〃	地すべり対策事業費補助金交付要綱
〃	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業実施要綱
改正	災害復旧事業しゅん工（成功）認定検査要領
新規	農地農業用施設災害復旧事業査定要領第11に定める査定額速報等の記載内容の追加について

災害査定における事務費等の取り扱いについて

１．事業費決定

災害査定時における事業費決定については、従来どおりの取り扱いとする。

事業費　＝　工事費（営繕費、工事雑費を含む）　＋　事務雑費

よって、暫定法でいう「１箇所の工事の費用が４０万円以上」は、営繕費、工事雑費を含む工事費で判断することは変わらない。

このことから、各箇所の査定票、計画概要書については、従来と同じ内容を記入する。

２．補助対象額

今回の改正により、国庫補助の対象とする経費は、事業費から営繕費、工事雑費及び事務雑費を差し引いた額となるので、査定次毎に作成する査定額速報、査定調書等において、当該経費が明確となるよう追記することとする。（室長事務連絡を参照）

３．農地の限度額適用箇所

農地の災害復旧において１ａ当たり限度額が適用される箇所については、以下のとおり取り扱うものとする。

①限度額適用前

事　業　費　　　　　　　Ａ

国庫補助の対象とする経費　Ｂ＝Ａ－（ａ＋ｂ＋ｃ）

②限度額適用後

限　度　額　　　　　　　Ｃ＝１アール当たり基本額×対象面積

国庫補助の対象とする経費　Ｄ＝Ｃ×（Ｂ÷Ａ）　・・・千円未満切り捨て

項　　　目	金　　　額	摘　　　要
工　事　費	千円	
本工事費		
附帯工事費		
・・・・・・		
営繕費	a	
工事雑費	b	
応急工事費		
事務雑費	c	
合　　計	A	

事　務　連　絡
平成２２年４月１日

地方農政局整備部防災課長
沖縄総合事務局農林水産部土地改良課長　　あて
北海道農政部農村整備課長

農村振興局整備部防災課災害対策室長

農地農業用施設災害復旧事業査定要領第１１に定める査定額速報等の記載内容の追加について

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）の一部が改正されたことに伴い、農地農業用施設災害復旧事業査定要領（昭和40年９月10日付け40農地Ｄ第1128号農地局長通知）第11及び海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領（昭和40年９月10日付け40農地Ｄ第1138号農地局長通知）第11に定める査定額速報及び査定調書の記載内容を下記のとおり追加し、本日以降の災害査定に適用することとしたので、御了知の上、適切な対応をお願いする。

また、災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成２年６月７日付け２構改Ｄ第239号農林水産事務次官依命通知）第６及び特殊地下壕対策事業実施要綱（平成９年４月１日付け９構改Ｄ第264号農林水産事務次官依命通知）第６に定める箇所別調書についても同様に取扱うので、留意されたい。

※なお、貴局管内の各都府県には、貴職からこの旨通知されたい。
（※は、北海道農村整備課長あて以外。）

記

１．農地農業用施設

（１）査定額速報（様式第４）

今回の査定のうち決定分について、査定額及び災害関連事業の金額欄、うち未成欄、差引額欄に上段（）書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。

（２）査定調書（様式第５）

①査定総括表

今回の査定のうち決定分について、査定額及び災害関連事業の金額欄、うち未成欄、差引額欄に上段（）書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。

②箇所別調書

各箇所毎の備考欄に国庫補助の対象とする経費を記載すること。

２．海岸及び地すべり防止施設

（１）災害査定額速報（様式第３）

１の（１）に同じ。

（２）査定調書（様式第４）

①査定総括表（第２表)、事業主体別調書（第３表）

１の（２）の①に同じ。

②離島地域内災害調書（第４表）

県市町村別の決定欄に上段()書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。

③箇所別調書（第５表）

各箇所毎の決定の工事費欄、うち転属又はうち未成欄に上段〔〕書きで各々の国庫補助の対象とする経費を記載すること。

３．農村生活環境施設

（１）箇所別調書（様式第２）

１の（２）の②に同じ。

４．特殊地下壕対策

（１）箇所別調書（様式第２）

１の（２）の②に同じ。

注意：本文中の「国庫補助の対象とする経費」とは、各事業の事業費から、営繕費、工事雑費及び事務雑費を差し引いた額をいう。ただし、農地の災害復旧において、暫定法施行令第９条第６号に定める限度額が適用される箇所については、事業費に占める営繕費、工事雑費及び事務雑費の割合により、当該限度額から相当額を差し引いた額をいう。

（参考１）農地農業用施設

様式第４

災　害　査　定　額　速　報

都道府県	災害名	査定期間	延査定日数	主任査定官氏名	主任立会官氏名	班数	備考
		自平成　年　月　日 至平成　年　月　日					

区分			被害額		申請額					査定額					災害関連事業				備考
			箇所	金額	箇所	面積	金額	うち未成	差引額	箇所	面積	金額	うち未成	差引額	箇所	金額	うち未成	差引額	
今回の査定	決定	農地		千円		ha	千円	千円	千円		ha	千円 (　　)	千円 (　　)	千円 (　　)		千円 (　　)	千円 (　　)	千円 (　　)	
		農業用施設										(　　)	(　　)	(　　)		(　　)	(　　)	(　　)	
		計										(　　)	(　　)	(　　)		(　　)	(　　)	(　　)	
	保留	農地																	
		農業用施設																	
		計																	
前回まで査定	決定	農地																	
		農業用施設																	
		計																	
	保留	農地																	
		農業用施設																	
		計																	
今後のもの		農地																	
		農業用施設																	
		計																	
合計		農地																	
		農業用施設																	
		計																	

注　１．本表は、災害種類別（融雪、台風、豪雨、地すべり、地震、高潮、干ばつ等）及び発生時期ごと（豪雨は月単位、融雪は一括計上）に分類して作成し、総括表を添付すること。

２．被害額欄には、前回まで、今回分及び今後のもののそれぞれに見合うものを記入し、合計額は被害報告額に一致するものとする。

様式第５

平成　年台風（　月豪雨）災害復旧事業並びに災害関連事業査定総括表

区分			被害額		申請額					査定額					災害関連事業				備考
			箇所	金額	箇所	面積	金額	うち未成	差引額	箇所	面積	金額	うち未成	差引額	箇所	金額	うち未成	差引額	
今回の査定	決定	農地		千円		ha	千円	千円	千円		ha	千円 （　）	千円 （　）	千円 （　）		千円 （　）	千円 （　）	千円 （　）	
		農業用施設										（　）	（　）	（　）		（　）	（　）	（　）	
		計										（　）	（　）	（　）		（　）	（　）	（　）	
	保留	農地																	
		農業用施設																	
		計																	
前回まで査定	決定	農地																	
		農業用施設																	
		計																	
	保留	農地																	
		農業用施設																	
		計																	
今後のもの		農地																	
		農業用施設																	
		計																	
合計		農地																	
		農業用施設																	
		計																	

注　１．本調書は、災害種類別（融雪、台風、豪雨、地すべり、地震、高潮、干ばつ等）及び発生時期ごと（豪雨は月単位、融雪は一括計上）に分類し、別冊として作成すること。

２．被害額欄には、今回の査定、前回までの査定及び今後のもののそれぞれに見合うものを記入し、この合計額は被害報告額に一致するものとする。

箇　所　別　調　書

1．農地

実地査定 机上査定 の別	番号		所在地			事業 主体	被害額	申請				査定				備考
	地区	箇所	郡市	町村	字			工種	緊急 順位	数量	金額	工種	緊急 順位	数量	金額	
							千円			ha	千円			ha	千円	補助対象額　千円
																補助対象額　千円
				合計												

注　1．査定の結果、失格、欠格、又は保留となったものは、それぞれ備考欄にその旨（欠格となったものは、欠格理由の名称を併記）を記入することとし、保留となったものは査定欄に仮査定額を計上すること。

2．農業用施設と合併施行をする場合は、備考欄に「農業用施設（箇所／地区）と合併」と記入すること。

3．うち未成、うち転属額については〔　〕内書で記入し備考欄に前災の年災及び箇所番号を記入すること。

4．被害額のうち小災害分で申請されない額は、市町村単位でその被害額を被害額欄に記入すること。

箇　所　別　調　書

2．農業用施設

実地査定 机上査定 の別	番号		所在地			事業 主体	被害額	申請				査定				備考
	地区	箇所	郡市	町村	字			工種	緊急 順位	数量	金額	工種	緊急 順位	数量	金額	
							千円			箇所 (m)	千円			箇所 (m)	千円	 補助対象額　　千円
																補助対象額　　千円
				計												
				計												
				合計												

注　1．査定の結果、失格、欠格、又は保留となったものは、それぞれ備考欄にその旨（欠格となったものは欠格理由の名称を併記）を記入することとし、保留となったものは査定欄に仮査定額を計上すること。

2．災害関連事業については現地調査額を査定額に（　）外書とすること。

3．うち未成、うち転属額については災害復旧事業は〔　〕内書、災害関連事業は〔(　)〕内書で記入し備考欄に前災の年災及び箇所番号を記入すること。

4．農地と合併施行をする場合は、備考欄に「農地（箇所／地区）と合併」と記入のこと。

5．被害額のうち小災害分で申請されない額は、市町村単位でその被害額欄に記入すること。

6．申請、査定の数量欄に箇所数で示される、ため池、頭首工、揚水機、橋梁及び農地保全施設については、主要工事の延長（m）等を併記すること。

（参考２）海岸及び地すべり防止施設

様式第３

災　害　査　定　額　速　報

都道府県名	災害名	査定期間	延査定日数	主任査定官氏名	主任立会官氏名	班数	備考
		自平成　年　月　日 至平成　年　月　日					

区分		被害額		申請額				査定額				災害関連事業				備考
		箇所	金額	箇所	金額	うち未成	差引額	箇所	金額	うち未成	差引額	箇所	金額	うち未成	差引額	
今回の査定	決定 保留								（　）	（　）	（　）		（　）	（　）	（　）	
前回までの査定	決定 保留															
今後のもの																
合計																

注１　本表は、災害種類別及び発生時期ごとに分類して作成し、総括表を添付すること。
　２　被害額欄には、前回まで、今回分及び今後のもののそれぞれに見合うものを記入し、合計額は被害報告額に一致するものとする。

様式第４
第２表　　○○災害復旧事業及び災害関連事業査定総括表

区分		被害額		申請額				査定額				災害関連事業				備考
		箇所	金額	箇所	金額	うち未成	差引額	箇所	金額	うち未成	差引額	箇所	金額	うち未成	差引額	
今回の査定	決定 保留								(　)	(　)	(　)		(　)	(　)	(　)	
前回までの査定	決定 保留															
今後のもの																
合計																

注１　本調書は、災害種類別及び発生時期ごとに作成すること。
　２　被害額欄には今回の査定、前回までの査定、今後のもののそれぞれに見合うものを記入し、この合計額は被害報告額に一致するものとする。

第３表

〇〇災害復旧事業主体別調書（第　次）

〇〇県（都道府）

区分		被害額		申請額				査定額				災害関連事業				備考
		箇所	金額	箇所	金額	うち未成	差引額	箇所	金額	うち未成	差引額	箇所	金額	うち未成	差引額	
県工事	内地								( )	( )	( )		( )	( )	( )	
	離島								( )	( )	( )		( )	( )	( )	
	小計								( )	( )	( )		( )	( )	( )	
市町村工事	内地								( )	( )	( )		( )	( )	( )	
	離島								( )	( )	( )		( )	( )	( )	
	小計								( )	( )	( )		( )	( )	( )	
計	内地								( )	( )	( )		( )	( )	( )	
	離島								( )	( )	( )		( )	( )	( )	
	合計								( )	( )	( )		( )	( )	( )	

注　１　本表における合計欄の数値は、災害査定額速報（様式第３）の今回の査定決定数値と一致するものとする。
　　２　備考欄に離島名を記入すること。

第４表

離島振興対策実施地域内災害調書

県市町村別	申請		決定		備考
	箇所数	金額	箇所数	金額	
県工事 ○○市 ○○町 計		千円		千円 (　　　) (　　　) (　　　) (　　　)	

注）うち未成額又はうち転属額を控除したものを記載すること。

第５表

平成　　年災害○○災害復旧事業箇所別調書

都道府県（市町村）名

工事番号	区域名	指定状況	郡市町村字名	復旧申請				決定				備考
				工種	数量	金額		工種	数量	金額		
						工事費	うち転属又はうち未成			工事費	うち転属又はうち未成	
						千円	千円			千円	千円	
										〔　　〕	〔　　〕	
										〔　　〕	〔　　〕	

注１　工事番号は、都道府県の施行するもの及び市町村の施行するものの別に一連番号により記載すること。
　２　工種欄には、海岸にあっては堤防、護岸、胸壁、樋門等、地すべり防止施設にあっては擁壁、杭打、排水、集水井等のうちその箇所の代表的なものを一つ記入すること。
　３　指定状況欄には、海岸保全又は地すべり防止区域指定済のものは指定年月日及び番号を、指定予定のものは予定と備考欄に記入すること。
　４　失格及び欠格のものは、その該当項目を備考欄に記入すること。
　５　査定の結果二箇所以上を統合したときは、備考欄に統合した番号又は統合された番号をそれぞれ記入すること。
　６　保留となったものは、決定欄に仮決定額を記入すること。
　７　地すべり防止工事にあっては実施名、地区名、実施年度等を備考欄に記入すること。
　８　災害関連は（　）外書とすること。
　９　うち未成及び転属の箇所については、備考欄に災害名及び工事番号を記入すること。

（参考３）

別紙様式第２（要綱第６関係）

災害関連農村生活環境施設復旧事業箇所別調書

都道府県名		市町村名		災害名及び被害年月日		農地・農業用施設の被害額	千円	調査官	氏　名　㊞
								立会官	氏　名　㊞

番号		所在地			事業主体	被害額	申請			調査			備考
地区	箇所	郡市	町村	字			種別	数量	金額	種別	数量	金額	
						千円			千円			千円	補助対象額　千円

注　１．うち未成、うち転属額（農地農業用施設災害査定要領（昭和40年９月10日付け40農地Ｄ第1128号）第６の規定に準ずる）については［　］内書で記入し、備考欄に前災の年災、箇所番号を記入する。

２．意見不一致となった箇所は仮調査額を計上し、備考欄に「仮調査額」と記入し、意見不一致となった理由を明記する。

３．意見不一致となった箇所については箇所別概要書の他に協議に必要な資料を提出するものとする。

（参考４）

別紙様式第２（要綱第６関係）

特殊地下壕対策事業箇所別調書

<table>
<tr><td rowspan="2">都道府県名</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">市町村名</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">災害名及び被災年月日</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">農地等の被害額</td><td rowspan="2">千円</td><td>調査官</td><td>氏　名　印</td></tr>
<tr><td>立会官</td><td>氏　名　印</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">番　　号</th><th colspan="3">所　　在　　地</th><th rowspan="2">事業主体</th><th rowspan="2">被害額</th><th colspan="3">申　　　　請</th><th colspan="3">調　　　　査</th><th rowspan="2">備　　　　考</th></tr>
<tr><th>地区</th><th>箇所</th><th>郡　市</th><th>町　村</th><th>字</th><th>種　別</th><th>数量</th><th>金　額</th><th>種　別</th><th>数量</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>補助対象額　　千円</td></tr>
</table>

注　１．うち未成、うち転属額（農地農業用施設災害復旧事業査定要領（昭和40年９月10日付け40農地Ｄ第1128号農地局長通達）第６の規定に準ずる）については〔　〕内書で記入し、備考欄に前災の年災、箇所番号を記入する。

２．意見不一致となった箇所は仮調査額を計上し、備考欄に「仮調査額」と記入し、意見不一致となった理由を明記する。

３．意見不一致となった箇所については箇所別概要書の他に協議に必要な資料を提出するものとする。

（参考５）

農地の災害復旧において限度額を適用する場合の考え方について

項　　　目	金　　　額	摘　　　要
工　事　費	千円	
本工事費		
附帯工事費		
・・・・・・		
営繕費	a	
工事雑費	b	
応急工事費		
事務雑費	c	
合　　計	A	

１．通常の場合
　　事業費　Ａ
　　国庫補助の対象とする経費　Ｂ＝Ａ－（ａ＋ｂ＋ｃ）

２．限度額が適用される場合
　　限度額　Ｃ＝１アール当たり基本額×対象面積
　　国庫補助の対象とする経費　Ｄ＝Ｃ×（Ｂ÷Ａ）　・・・千円未満切り捨て

平成23年12月28日

地方農政局整備部防災課長
沖縄総合事務局農林水産部土地改良課長　あて
北海道農政部農村整備課長

農林水産省農村振興局整備部防災課長

農林水産大臣が定める農作物に係る農業所得の確認について

農林水産省告示第2426号（平成23年12月28日）に基づき、傾斜が20度を超える農地について、それ以外の農地において栽培される場合とおおむね同等以上の単位面積当たりの農業所得がある果樹が栽培される場合においては、新たに災害復旧事業の対象とされたところであるが、その場合の単位面積当たりの農業所得の確認については、下記によることとしたので、事務の執行に際し遺憾のないようにされたい。

なお、貴局管内都府県には、貴職から通知されたい。

記

1　都道府県知事から農林水産省への資料の提出について

都道府県知事は、傾斜が20度を超える農地について災害復旧の対象とする場合は、都道府県を単位として次により作成した資料（農業所得算定表：別紙）等を農林水産省へ提出するものとする。

(1)　農業所得の算定式

農業所得は、次式により算定するものとする。

農業所得＝農業粗収益－農業経営費

ここで、

①　農業粗収益とは、農業経営によって得られた総収益額をいい、出荷量に単価を乗じることにより算定する。

②　農業経営費とは、農業粗収益をあげるために要した一切の経費をいい、生産に投入した肥料、農薬、飼料などの流動的経費及び当該経営年度の負担すべき建物、農機具など固定資産の減価償却費から構成され、自己所有の生産要素である自作地の地代、自己資本利子、家族労賃は含まない。

なお、単位面積当たりは、10アール当たりとする。

(2)　農業所得の算定に用いる資料

出荷量、単価及び農業経営費については、農業協同組合又は試験研究機関若しくは普及指導センター等が保有する資料により整理することとし、これらの資料から整理することが不適当又は困難と判断される場合には、これらの機関の専門技術者の協力を得ながら調査等を行い整理するものとする。

(3) 農業所得算定表の作成

上記（１）及び（２）により算定した単位面積当たり農業所得をもとに「農業所得算定表」を作成する。

(4) 農業所得算定表等の提出

都道府県知事から農林水産省への農業所得算定表等の提出は、地方農政局（北海道にあっては農村振興局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）に対して行うこととする。また、当該資料の提出は、可能な限り災害復旧事業計画概要書の提出に先立って行うこととする。

２　農林水産省から都道府県知事への結果の送付について

地方農政局は関係部局間で連携し、都道府県知事から提出された資料の内容を確認して、その結果を都道府県知事へ送付する。

（別紙）

○ 10a当り農業所得算定表

果樹名	傾 斜	出荷量 kg/10a (A)	単価 円/kg (B)	粗収益 千円/10a (C=A×B)	農業経営費 千円/10a (D)	農業所得 千円/10a (E=C-D)	比 率	備 考
みかん	20度 超							
	20度以下							
かき	20度 超							
	20度以下							
うめ	20度 超							
	20度以下							
	20度 超							
	20度以下							
	20度 超							
	20度以下							
	20度 超							
	20度以下							

注）比率は、20度超/20度以下により算定する。

平成23年12月28日

地方農政局整備部防災課長
沖縄総合事務局農林水産部土地改良課長　　あて
北海道農政部農村整備課長

農林水産省農村振興局整備部防災課長

傾斜が20度を超える被災農地の取扱いについて

平成23年12月28日付けで農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）の一部を改正する政令が公布・施行されるとともに農林水産省告示（平成23年告示2426号）が制定され、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第２条の３第１項に規定する果樹農業振興計画に係る果樹であって、傾斜が20度を超える農地において栽培される場合に当該農地以外の農地において栽培される場合とおおむね同等以上の単位面積当たりの農業所得が生ずるものに係る栽培の用に供される傾斜が20度を超える農地（その農地の利用又は保全のための農業用施設を含む。以下同じ。）については、新たに災害復旧事業の対象となったところである。

これに伴い、傾斜が20度を超える被災農地の災害査定を下記により取扱うこととしたので、災害査定に当たっては遺憾のないようにされたい。

記

1　果樹農業振興特別措置法第２条の３第１項に規定する果樹農業振興計画に係る果樹であることについての確認は、次により行うものとする。

①　被災した農地において栽培されていた果樹の種類は、現地の状況や写真等により確認する。

②　被災した農地において栽培されていた果樹の種類が、都道府県知事が定める果樹農業振興計画に係る果樹であることを、当該計画により確認する。

2　傾斜が20度を超える農地において栽培される場合においても傾斜が20度以下の農地において栽培した場合とおおむね同等以上の単位面積当たりの農業所得が生ずる果樹であることについての確認は、「農林水産省が定める農作物に係る農業所得の確認について」（平成23年12月28日付け農村振興局整備部防災課長通知）に基づき、都道府県知事が作成して農林水産省の確認を受けた資料（農業所得算定表）により行うものとする。

事　務　連　絡
平成25年９月９日

各地方農政局整備部防災課長
沖縄総合事務局農林水産部土地改良課長
北海道開発局農業水産部農業整備課長
北海道農政部農村整備課長
殿

農林水産省農村振興局整備部防災課
課長補佐（災害班）

災害復旧事業における「水土里情報システム等のＧＩＳや航空写真の活用」について

農地の復旧面積及び被害面積については、実測によることを原則とし、既に国土調査による確定測量等が実施されている場合は、この面積を活用するよう指導してきたところです。

近年、水土里情報システム等のＧＩＳや航空写真（以下、「ＧＩＳ」という。）の整備が進み、全国的に災害復旧事業における農地面積の算定等への活用が可能となってきたこと及び災害復旧事務手続きの簡素化、合理化としてＧＩＳ活用の要望が多いことから、下記により平成25年災害以降に係る今後の査定からＧＩＳの活用を可能としましたので通知します。

なお、貴局管内の関係機関に対して、この旨の周知をお願いします。

記

１．ＧＩＳは、原則として、農地面積算定、傾斜度算定のための水平距離測定及び平面図の基図として活用できるものとする。

２．農地面積算定等に活用する航空写真（デジタルオルソ画像）は、測量法（昭和24年法律第188号）第41条第２項の規定に定める充分な精度を有すると認められたものとし、航空写真の階調（写真全体の明暗等）や鮮明度（色ズレやボケ等の有無）等を確認の上、活用するものとする。

事　務　連　絡
平成25年９月９日

各地方農政局防災課災害査定官
沖縄総合事務局土地改良課災害査定官
北海道開発局農業整備課長補佐
北海道農村整備課主幹
殿

農林水産省農村振興局整備部防災課
災　害　査　定　官

ＧＩＳを活用した農地面積等の算定における留意事項について

このことについて、平成25年９月９日付け農林水産省農村振興局整備部防災課課長補佐（災害班）名「災害復旧事業における『水土里情報システム等のＧＩＳや航空写真の活用』について」により連絡したところですが、ＧＩＳの農地面積等算定への活用に際しては、下記事項に留意し運用するものとしますので適切な指導をお願いします。

記

１．ＧＩＳを活用する市町村は、復旧箇所の農地について現況と航空写真の区画形状が一致しているか現地で確認するとともに、数箇所（原則５～６箇所以上）の農地面積について、ＧＩＳによる算定面積と現地測量による面積との差（以下、「ＧＩＳによる面積差」という。）を把握の上整理するものとする。

２．ＧＩＳを活用する場合は、災害査定時に測量法第40条第１項に規定する公共測量成果の提出書の写し（デジタルオルソ作成成果品検定記録書を含む。）及び同法第41条第１項に規定する国土地理院の長の通知の写し並びに１の整理結果についても併せて提出するものとする。

３．復旧限度額算定における農地面積等算定のためのＧＩＳの活用は、市町村毎のＧＩＳによる面積差を考慮した場合でも、明らかに復旧限度額が復旧事業費を上回る場合に限るものとする。

（計算例）

Ａ市　確認筆数　６筆

ＧＩＳによる算定面積と現地測量による面積との差　－８％～＋６％

以上より、Ａ市での面積差率は、上記結果並びに他地区の検証事例（63筆）より、安全を見込んで20％とする。

Ａ市Ｂほ場　ＧＩＳによる算定面積　1,000m²
　　傾斜度　２度　、１アール限度額　305千円
　　Ｂほ場の復旧限度額　3,050千円、復旧事業費　2,000千円
　　　3,050千円／2,000千円＝1.53　≧　1.2　：　OK

４．河川氾濫等による農地への土砂流入又は耕土流出の場合の被害面積算定のためのＧＩＳの活用は、市町村毎のＧＩＳによる面積差を考慮した場合でも、土砂流入又は耕土流出に係る１箇所の復旧事業費が明らかに40万円を上回る場合に限るものとする。

５．その他ＧＩＳの活用に際し疑義が生じた場合は、査定時に確認するものとする。

事　務　連　絡
平成25年９月９日

各地方農政局防災課災害査定官
沖縄総合事務局土地改良課災害査定官
北海道開発局農業整備課長補佐
北海道農村整備課主幹
殿

農林水産省農村振興局整備部防災課
災　害　査　定　官

ＧＩＳによる面積差の事例等について

災害復旧事業におけるＧＩＳの活用については、平成25年９月９日付け農林水産省農村振興局整備部防災課課長補佐（災害班）名「災害復旧事業における『水土里情報システム等のＧＩＳや航空写真の活用』について」及び平成25年９月９日付け農林水産省農村振興局整備部防災課災害査定官名「ＧＩＳを活用した農地面積等の算定における留意事項について」により連絡したところです。

今後のＧＩＳの活用にあたり、ＧＩＳによる算定面積と現地測量による面積との差（以下、「ＧＩＳによる面積差」という。）の事例及び整理結果の取扱いは、下記を参考に適切な災害査定設計書が作成されるよう関係機関に周知願います。

記

１．ＧＩＳによる面積差の事例
　１）事例地区の概要

Ａ県７市町村　６３筆

２）ＧＩＳによる面積差の算定方法

現地測量で実測した水張り面積と水土里情報システム（ＧＩＳ）で算定した水張り面積を比較。

３）比較結果

現地測量による実測面積を100とした場合、ＧＩＳによる算定面積は、現地測量に対しマイナス19%からプラス16%の範囲となっている。(別紙参照)

面積差が大きくなっている箇所は、山林に隣接し木陰部の輪郭の判明し難い箇所等となっている。

４）限度額算定のための農地面積算定への適用（参考）

３）の比較結果より、写真で輪郭の判明し難い農地は適用外とし、さらにプロットの正確性が向上するような縮尺の拡大を図れば面積差の率は縮小することは可能であるが、その場合でも安全を見込んで面積差の率を20%とする。

この場合、明らかに復旧限度額が復旧事業費を上回るための関係式は以下のとおりとなる。

$$\frac{\text{復旧限度額}}{\text{復旧事業費}} \geqq 1.2$$

応

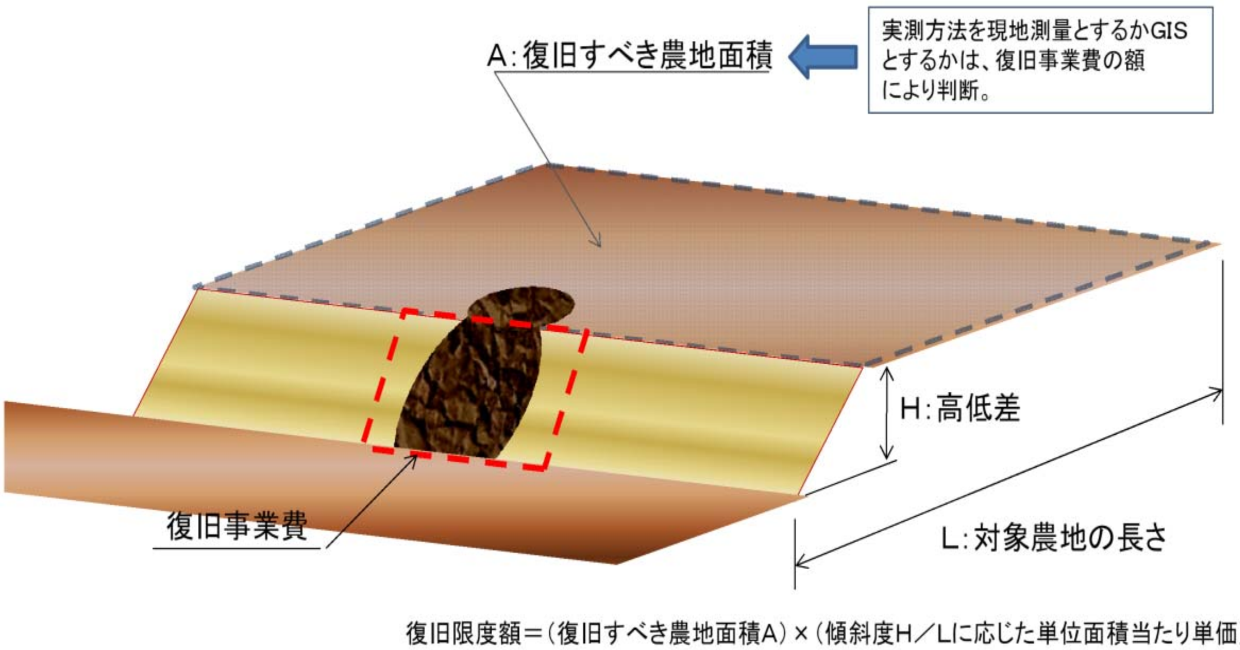

復旧限度額＝(復旧すべき農地面積A)×(傾斜度H／Lに応じた単位面積当たり単価)

GISによる復旧限度額を100万円、GISによる面積差の率を20%とした場合の適用例

現地測量により実測した場合、復旧限度額は83万円(100万円/1.2)から125万円(100万円/0.8)の範囲となる可能性がある。したがって、現地測量とした場合でも限度額が復旧事業費を上回るよう、復旧事業費が83万円以下の場合においてGISの限度額を適用する。

５）農地への土砂流入又は耕土流出の場合の復旧事業費への適用（参考）

農地の被害面積算定の精度が直接復旧事業費に影響することから、復旧事業費が暫定法の補助要件１箇所４０万円に近い場合は現地測量により被害面積を算出する。また、ＧＩＳによる面積差を考慮しても復旧事業費が明らかに上回る場合はＧＩＳによるもとする。

これらの場合の関係式は以下のとおりとなり、復旧事業費が５０万円以上の場合はＧＩＳを利用できる。

$$\frac{\text{復旧事業費}}{\text{４０万円}} \geqq 1.2 \quad \Rightarrow \quad \text{復旧事業費} \geqq \text{５０万円}$$

６）面積差の率について

本事例では面積差の率を20%（余裕率を含む。）としているが、市町村毎のＧＩＳによる面積差に本事例を参考に余裕面積差を加えた率を設定することが望ましい。

２．ＧＩＳによる面積差等の整理結果の取扱い

ＧＩＳを活用する場合は、災害査定の気象概要説明と併せて、復旧箇所の農地　について、現況と航空写真の確認結果については様式１により、ＧＩＳによる面　積差の整理結果については様式２により提出するものとする。

別紙

災害農地の実測面積とGIS測定面積表

番号	市町名	地番	①（現地測量面積）	②（GIS面積）	①-②（差分）	②/①*100（割合）	（②－①）／①	地形	現地状況（山林に隣接）
1	A市	2750	599	562	37	94%	-6%	丘陵地	
2		3676	342	385	-43	113%	13%		
3		3675	782	747	35	96%	-4%		
4		3671	357	304	53	85%	-15%		
5		3668	293	278	15	95%	-5%		
6		4146	417	372	45	89%	-11%		
7		3873	147	123	24	84%	-16%		
8		4023	345	286	59	83%	-17%		○
1	B市	150	642	683	-41	106%	6%	中山間	
2		705-1	398	404	-6	102%	2%		○
3		3062-1	921	813	108	88%	-12%		
4		265	485	442	43	91%	-9%		
5		267	306	276	30	90%	-10%		○
6		278-1	638	743	-105	116%	16%		○
7		277	315	280	35	89%	-11%		○
8		76-1	1,239	1,123	116	91%	-9%		
9		75-1	672	642	30	96%	-4%		
10		75-1	522	506	16	97%	-3%		
11		818	789	837	-48	106%	6%		
1	C村	1206	387	372	15	96%	-4%	中山間	
2		841-1	131	130	1	99%	-1%		
3		900	530	554	-24	105%	5%		
1	D市	400	851	860	-10	101%	1%	丘陵地	
2		403	652	642	11	98%	-2%		
3		418	393	381	12	97%	-3%		
4		1353	733	753	-20	103%	3%		
5		1342-1	500	461	39	92%	-8%		
6		1433	841	853	-12	101%	1%		
7		6907	1,593	1,471	122	92%	-8%		
8		6908	251	270	-19	108%	8%		
9		1228-4	786	750	36	95%	-5%	平地	
10		1883	1,515	1,482	33	98%	-2%		
1	E市	433	2,203	2,043	160	93%	-7%	中山間	
2		211-1	1,093	1,162	-69	106%	6%		
3		719-2	612	640	-28	105%	5%		
4		1340	231	197	34	85%	-15%		○
5		2125-1	499	431	68	86%	-14%		○
6		1098-1	893	950	-57	106%	6%		
7		396	888	804	84	91%	-9%		○
8		3338	928	937	-9	101%	1%		
1	F町	344-1	907	942	-35	104%	4%	中山間	
2		2420-1	344	314	30	91%	-9%		
1	G村	29-1	188	164	24	87%	-13%	中山間	○
2		31	261	279	-18	107%	7%		○
3		396-1	336	322	14	96%	-4%		
4		379-1	663	581	82	88%	-12%		
5		508	262	212	49	81%	-19%		○
6		2378	747	747	0	100%	0%		
7		2591-1	777	773	3	100%	0%		○
8		2592	646	662	-16	102%	2%		○
9		2593	587	565	22	96%	-4%		○
10		675-1	195	161	33	83%	-17%		○
11		632	199	164	35	83%	-17%		○
12		228	623	634	-11	102%	2%		
13		501	529	462	66	87%	-13%		○
14		125	932	869	62	93%	-7%		○
15		137-1	592	485	107	82%	-18%		○
16		1315	1,093	948	145	87%	-13%		○
17		264	679	613	66	90%	-10%		
18		856	628	587	41	93%	-7%		
19		860	814	769	44	95%	-5%		
20		1274	326	267	59	82%	-18%		○
21		1722	1,283	1,198	85	93%	-7%		○

様式１

番号		所在地			ＧＩＳ・現地測量の区分	現況とＧＩＳの確認
地区	箇所	郡市	町村	字		

注　復旧箇所の農地について、現地において周辺農地との位置関係、区画形状等について現況と航空写真の区画形状が一致しているか目視により確認を行うものとし、一致している場合は現況とＧＩＳの確認欄に「済み」、確認未了の場合は「未了」、一致していない場合は実測によるものとし「－」と記載する。

様式2

1. GISによる算定面積と現地測量による面積との差

番号	市町名	大字名	地番	災害箇所番号		①（現地測量面積）	②（GIS面積）	①−②（差分）	②／①*100（割合）	③面積差率（②−①）／①
				地区	箇所					
1								0	#DIV/0!	#DIV/0!
2								0	#DIV/0!	#DIV/0!
3								0	#DIV/0!	#DIV/0!
4								0	#DIV/0!	#DIV/0!
5								0	#DIV/0!	#DIV/0!
6								0	#DIV/0!	#DIV/0!
面積差率のプラス側の最大値										#DIV/0!
面積差率のマイナス側の最大値										#DIV/0!

2. 上記面積差率の結果及び他地区事例等を踏まえた面積差率の設定

災害査定で使用する面積差の率を記載する。

事　務　連　絡
平成25年９月19日

各地方農政局整備部防災課長
沖縄総合事務局農林水産部土地改良課長
北海道開発局農業水産部農業整備課長
北海道農政部農村整備課長
殿

農林水産省農村振興局整備部防災課
課長補佐（災害班）

査定設計書添付写真の作成について

迅速な災害復旧に資するため、トータルステーション又はＧＰＳ測量により査定用設計図面を作成する場合の全景及び横断写真の撮影については、従来の手法に加えて下記による簡略化を可能としたので通知します。

なお、貴局管内の関係機関に対して、この旨の周知をお願いします。

記

１．全景及び横断写真の撮影については、起終点、各測点及び横断測線の端部にポールのみを設置することにより距離測定のためのリボンテープ等の設置は省略できるものとし、設計図面に基づき引き出し線により主要な寸法（高さ、距離）を写真上に表示するものとする。

２．机上査定を予定している箇所は、全景写真で主要な寸法が確認できるようリボンテープ、水平ポール等の設置若しくは写真上にスケール（引き出し線に目盛を表すことでも可）を添付するものとするが、正面からの撮影ができず、写真から主要な寸法が明確に読み取れない場合は、従来どおりの撮影方法とする。

３．被災前形状を全景・横断写真に表示する必要がある場合は、写真に線画表示する。

４．被災状況及び構造物等詳細写真については従来どおりとする。

なお、本取り扱いは、平成25年９月20日以降に災害査定を実施する場合に適用することとし、今後、効果の検証、課題の抽出を行うこととする。

事　務　連　絡
平成25年10月18日

各地方農政局防災課災害査定官
沖縄総合事務局土地改良課災害査定官
北海道開発局農業整備課長補佐
北海道農村整備課主幹
殿

農林水産省農村振興局整備部防災課
災害査定官

地震動及び液状化が原因で被災した農業用施設の復旧工法について

今般、会計検査院より、東日本大震災におけるパイプラインの復旧に当たり、主な被災原因である液状化に対する対策が実施されず、今後、液状化対策の検討が必要となっている事例が見受けられたことから、今後の復旧等に当たり、東日本大震災のような甚大な被害が再び生ずることのないよう、耐震対策、液状化対策、津波対策等を実施するなどして引き続き計画的かつ着実な復旧等に努める旨の所見が示されたところである。

これについて、別途「地方公共団体等が実施する農業水利施設及び集落排水施設の耐震強化等の推進について」（平成25年10月10日付農村振興局整備部長通知）により対応するよう通知されているところであるが、これに関連して、今後の災害復旧事業において会計検査院の所見の趣旨を踏まえた実施が図られるよう、都道府県、市町村等に対する下記事項の周知徹底をお願いする。

記

１．災害復旧事業では被災原因に応じた必要最小限の復旧工法とすることが可能であり、地震動及び液状化が原因で農業用施設が被災した場合、査定要領第15（２)の「原形に復旧することが著しく不適当な場合」の適用を検討し、被災の程度、被災後の地盤等の状況変化から適用が可能と考えられる場合は、次項以降に示す復旧工法について検討を行うものとする。

ただし、復旧工法の選定にあたっては、被災原因及び状況変化を十分把握し、適用工法を比較検討の上、安全でかつ経済的な工法とするもとする。

２．液状化が原因で農業用施設が被災し、被災の程度から構造物を撤去後再設置する場合等において、構造物の基礎材及び埋戻土（以下、「基礎材等」という。）も併せて復旧する場合は、基礎材等を液状化に対応した材質・工法とすること。

３．液状化によりマンホール等の構造物が浮上した場合で２の対応に加え、必要に応じて浮上防止に対応した復旧工法とすること。

４．地震動による管路等の離脱箇所については、離脱防止に対応した継手等により復旧すること。

５．その他復旧工法の詳細な検討は、土地改良事業設計基準等によること。

２５農振第１４５９号
平成25年10月10日

各地方農政局　農村計画部長
　　　　　　　整備部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
北海道農政部長
殿

農村振興局 整備部長

地方公共団体等が実施する農業水利施設及び集落排水施設の耐震強化等の推進について

現在、農業農村整備においては、強い農業の基盤づくりや農村地域の防災・減災のため、大規模地震などへの対策として、農業水利施設（ため池を含む）等の耐震強化を推進している。

また、地方公共団体等における耐震強化の取組みの推進については、「地方公共団体等が実施する農業水利施設、ため池及び集落排水施設の耐震強化について」（平成24年10月18日付農村振興局整備部長通知）により、周知してきたところである。

一方、本年10月９日に参議院に報告された会計検査院法第30条の３の規定に基づく報告書「公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等について」においては、地震・津波対策を適切かつ計画的・効率的に実施するよう努める必要があるとの所見が示されたところである。

これらを踏まえ、地方公共団体等における耐震強化等の取組みを引き続き推進するため、下記事項について、改めて都道府県に周知するとともに、都道府県から市町村及び土地改良区に周知されるよう依頼願いたい。

記

1　農業水利施設について

（1） 農業水利施設については、震災対策農業水利施設整備事業、農業水利施設保全合理化事業等を活用しつつ、次に掲げる事項に留意して、地域の実情に応じた農業水利施設の耐震診断等を推進すること

① 「土地改良施設耐震設計の手引き」を参考に、二次被害の発生及び被災による施設の本来の機能に与える影響を総合的に判断して、人命・財産やライフラインへの影響が大きいなど特に重要度が高く耐震診断が必要と判断された施設について、施設の耐震診断を実施すること

② 耐震診断の結果、耐震整備が必要とされた場合は、耐震補強の重要性を受益者に説明するなどして、必要な耐震整備が促進されるよう努めること

（2） 農業水利施設のうち、ため池については、下流域に人家、公共施設等が存在し、決壊による下流への影響が大きいものが存在していることから、（1）に加えて、「ため池ハザードマップ作成の手引き」やハザードマップ作成のための簡易氾濫解析の手法等について周知しているところであり、これらを活用して、引き続きハザードマップの作成及び関係住民へ公表など、地域に応じた減災対策の推進に努めること

(3) 農業水利施設の耐震対策の推進に当たっては、対策を講じる施設の状況に応じ、農村地域防災減災事業を活用して、それぞれの施設が災害予防対策あるいは災害に対する応急復旧活動に資する施設としても有効に機能するように配慮すること

(4) 液状化等が原因で農業用施設が被災した場合、災害復旧に当たっては、被災の程度、被災後の地盤等の状況変化から、査定要領第15(2)の「原形に復旧することが著しく不適当な場合」の適用が可能と考えられる場合は、液状化等に対応した復旧工法について検討を行うこと

2　農業集落排水施設について

(1) 農業集落排水施設については、「農業集落排水施設震災対応の手引き」（平成25年3月農林水産省策定）や、「農業集落排水施設設計指針」（農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会策定（平成25年4月最終改定））において示されている耐震設計の考え方等を踏まえ、次に掲げる事項に留意の上、耐震対策の推進に努めること

① 汚水処理施設については、地域の状況や農業集落排水施設設計指針に基づく汚水処理施設の重要度判定の結果を踏まえ、耐震設計の見直しの検討が必要であるものについて、早期に耐震設計の照査を行い、所要の耐震対策を講じること

② 管路施設については、今後の管路の埋設工事において、農業集落排水施設設計指針に基づく検討を行い、液状化発生の可能性があると判断される場合にあっては、必要な液状化対策を講じること

(2) 液状化等が原因で農業集落排水施設が被災した場合、災害復旧に当たっては、1(4)の場合と同様に、被災の程度、被災後の地盤等の状況変化から適用が可能と考えられる場合は、液状化等に対応した復旧工法について検討を行うこと